

公布された規則のあらまし

◇静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 博物館法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。